資料　1

電波監理審議会会長会見用資料

平成２２年１２月８日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
（平成２２年１２月８日　諮問第３５号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高橋課長補佐、北村係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（大西課長補佐、工藤係長）
電話：０３－５２５３－５７８７

諮問第３５号説明資料

放送用周波数使用計画の一部変更案について

１．　概　要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が３Ｗを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）において規定されている。

今回、東京を送信場所とする地上デジタルテレビジョン放送を行う親局について、安定した地上デジタルテレビジョン放送の受信の確保のため、放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

２．　変更の内容及び理由

・東京のデジタル局に係る変更【親局のチャンネル変更】

現在、東京の新しい電波塔として、東京スカイツリー（東京都墨田区押上）の建設が進められている。

東京スカイツリーを地上デジタルテレビジョン放送の送信所として利用することが予定されている放送事業者のうち、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社（以下「東京ＭＸ」という。）については、近隣県の放送局との混信を回避するため、東京スカイツリーからの送信周波数として UHF 16 チャンネル（東京タワーからは UHF 20 チャンネルを使用中）を使用することが必要となる。

このため、東京ＭＸが東京スカイツリーから送信する周波数として、地上アナログテレビジョン放送が終了後（平成 23 年 7 月 25 日以降）に UHF 16 チャンネルの使用が可能となるよう、放送用周波数使用計画を変更するもの。

［参考］

東京スカイツリーを地上デジタルテレビジョン放送の送信所として利用することが予定されている放送事業者としては、東京ＭＸの他、日本放送協会及び関東広域民間放送事業者（日本テレビ放送網株式会社、株式会社ＴＢＳテレビ、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日及び株式会社テレビ東京。）があるが、日本放送協会及び関東広域民間放送事業者については、東京スカイツリー移転後も現在の東京タワーからの送信周波数と同じ周波数での放送が予定されている。

３．放送用周波数使用計画の変更案

一般放送事業者の放送　総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	親局			親局		
	送信場所	周波数 （ﾁｬﾝﾈﾙ番号）	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 （ﾁｬﾝﾈﾙ番号）	空中線電力 (kW)
東京都	東　京	20※ 16	3	東　京	20	3

（※　参考）

周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年７月25日からとする。

資料　2

電波監理審議会会長会見用資料

平成２２年１２月８日

日本放送協会の放送法第９条第２項第８号の業務の認可について
（平成２２年１２月８日　諮問第３６号）

［地上デジタルテレビ放送の都市難視地域における
受信障害対策共聴施設への経費助成業務］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高橋課長補佐、北村係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（景山課長補佐、根岸係長）
電話：０３－５２５３－５７７８
地上放送課デジタル放送受信者支援室
（山中室長補佐、加藤主査、柴田主査）
電話：０３－５２５３－５８０７

諮問第３６号説明資料

日本放送協会の放送法第９条第２項第８号の業務の認可について

地上デジタルテレビ放送の都市難視聴地域における受信障害対策共聴施設への経費助成業務の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から放送法（昭和２５年法律第１３２号）（以下「法」という。）第９条第１０項の規定に基づき、以下のとおり、同条第２項第８号の業務の認可申請があった。

項　目	申　請　の　概　要
1　業務の内容	地上テレビ放送の都市難視聴地域に設置された、又は今後設置される受信障害対策共聴施設のうち協会の地上デジタルテレビ放送が引き続き都市難視聴となる地域の施設において、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるように、国の支援制度を利用していることを条件として、当該施設を改修又は新設する場合に、当該施設の施設所有者又は管理者に対し、改修又は新設に係る経費の一部を助成する業務
2　業務を行うことを必要とする理由	① 地上アナログテレビ放送の周波数の使用は、平成２３年７月２４日までに限られていることから、ＮＨＫを含む放送事業者は国の方針に従って、短期間で地上デジタルテレビ放送への移行を推進することが求められているため。 ② 地上アナログテレビ放送の終了まで残り半年余りとなっていることから、引き続きＮＨＫを安定的・継続的に受信できる環境を維持・整備することに対して緊急かつ一時的な助成を行うことに十分な合理性があるとともに、視聴者の利益にもかなうため。 ③ ビル陰共聴施設のデジタル化対応を加速化することが大きな課題となっており、国も助成を行っているため、ＮＨＫも国の施策と連携することが、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行に有効であるため。
3　業務の実施計画の概要	➢　業務の実施に当たっては、申請書別冊の「実施要綱」によりこれを行う。

<table>
<tr><td></td><td>➢　業務の見込みは次のとおり。

<table><tr><td></td><td>２２年度
（見込み）</td><td>２３年度
（見込み）</td></tr><tr><td>施設数</td><td>１，０００</td><td>３，０００</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>１１万</td><td>３３万</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4　業務の収支の見込み</td><td><table><tr><td></td><td>２２年度
（見込み）</td><td>２３年度
（見込み）</td></tr><tr><td>支出</td><td>７億円</td><td>２１億円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>5　業務を行うため必要とする資金の額及びその調達方法</td><td>平成２２年度及び２３年度分として、２８億円（平成２２年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上済み。平成２３年度分は当該年度の収支予算及び資金計画に計上予定。）</td></tr>
<tr><td>6　その他必要な事項</td><td>➢　業務実施の期日は、平成２３年１月１日から平成２４年３月３１日まで。施設所有者又は管理者からの申請書の受付は平成２３年７月２４日までとする。
➢　実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。
➢　業務の実施状況については、別途報告する。</td></tr>
</table>

審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することとしたい。

審 査 項 目	審　査　結　果
1　放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること。 （法第９条第２項第８号）	特に必要な業務であると認められる。 （理由） 申請に係る業務は、協会の地上デジタルテレビ放送の受信障害地域において、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるように、国の支援制度を利用していることを条件として、受信障害対策共聴施設の管理者等に対し、施設のデジタル化改修等に係る経費の一部を助成するものである。 地上アナログテレビ放送の終了期限である平成２３年７月２４日までに地上デジタルテレビ放送に完全移行することが求められている中で、協会の地上デジタルテレビ放送の受信障害地域において、短期間で安定的・継続的な受信環境を維持・整備するための取組みを加速化するために、経費の一部について緊急的かつ一時的な助成を行うことは、視聴者の受信環境の整備の加速を通じて、地上デジタルテレビ放送への円滑な完全移行に資するものであることから放送及びその受信の進歩発展に大きく寄与するものであり、また、視聴者の利益に資するところも大きいものであると認められる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2　営利を目的としないものであること （法第９条第４項）	協会が、共聴施設の管理者等に対し、受信障害共聴施設の改修等経費の一部を助成するものであり、営利を目的とするものではないと認められる。

別　添

地上デジタルテレビ放送の都市難視聴地域における受信障害対策共聴施設への経費助成業務の実施要綱

１．目的

地上テレビ放送の都市難視聴地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域をいう。）に設置された受信障害対策共聴施設（建築物またはその他の工作物など人為的原因による影響により、地上テレビ放送の受信障害を補償する目的で設置された非営利の施設に限る。以下「ビル陰共聴施設」という。）のうち、日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送が引き続き都市難視聴となる地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域をいう。）において、ビル陰共聴施設を改修または新設することによって、当該地域の世帯に対し協会の地上デジタルテレビ放送を受信させようとするものにおいて、協会の地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信することができるよう、施設の改修または新設を行う施設管理者等に対し、国のビル陰共聴施設の改修等の支援制度を前提として、地上デジタルテレビ放送を受信するためのビル陰共聴施設の改修または新設（ケーブルテレビ等代替インフラへの移行も含む。）に要した経費の一部を１回に限り助成することにより、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

２．助成対象施設の要件

ア　当該施設が協会の地上デジタルテレビ放送の都市難視聴地域にあること。

イ　当該ビル陰共聴施設が、高層建造物等の人為的原因による受信障害を補償することを目的に設置された施設であること。

ウ　施設の設置、運用が有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法など関連法規に適合した有線または無線の共聴施設であること。

エ　事業が放送を受信し、その放送番組に変更を加えないで同時に再送信することに限定されていること。

オ　国のビル陰共聴施設の改修等の支援制度（受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業補助金）を利用しており、同制度への申請が平成２３年１月１日以降であること。

カ　協会の地上デジタル放送に関する他の助成制度を利用していないこと。

３．助成額

ア　地上デジタルテレビ放送を受信するためのビル陰共聴施設の改修または新設に要した経費のうち、国が改修または新設に要した経費と認めた額に４分の１を乗

じた額を助成する。算出された額に１千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ　助成の上限額は、施設あたり１００万円とする。

ウ　助成はビル陰共聴施設の施設管理者等に対して行い、同一施設に対して１回限りとする。

エ　助成の申請は、協会と放送受信契約を締結している施設管理者等に限る。

オ　助成の申請にあたっては、当該ビル陰共聴施設の敷設地域、加入世帯がわかる線路図や工事内容がわかる書類等を添付するものとする。

４．実施時期

平成２３年１月１日から平成２４年３月３１日まで。なお、申請書の受付は平成２３年７月２４日までとする。

【参考条文】

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第九条　協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五　（略）

２　協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

３　協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一　協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二　委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

４　協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

５～９　（略）

１０　協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

１１　（略）

●放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四　法第九条第十項 の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　業務の内容

二　業務を行うことを必要とする理由

三　業務の実施計画の概要

四　業務の収支の見込み

五　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六　その他必要な事項

資料　3

電波監理審議会会長会見用資料

平成２２年１２月８日

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について
（平成２２年１２月８日　諮問第３７号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高橋課長補佐、北村係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（景山課長補佐、根岸係長）
電話：０３－５２５３－５７７８
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室
（笹山室長補佐、恩田係長）
電話：０３－５２５３－５７９８

諮問第３７号説明資料

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について

１．申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和２５年法律第１３２号）（以下「法」という。）第９条第１０項の規定に基づき、以下のとおり、同条第２項第８号の業務の認可申請があった。

項　目	申　請　の　概　要
１　業務の内容	国内の有線テレビジョン放送事業者（有線役務利用放送事業者を含む。以下同じ。）に対し、その実施する有線テレビジョン放送（有線役務利用放送事業者にあっては、有線役務利用放送。以下同じ。）の用に供するため、外国衛星を通じて、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に提供する業務。
２　業務を行うことを必要とする理由	有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の用に供するため、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に提供することにより、国内に在住する外国人視聴者の日本理解の促進に資するとともに、外国人視聴者から寄せられる意見等を放送番組に反映させることを通じて番組の質の向上を図り、もって国際放送の進歩・発達に資するため。
３　業務の実施計画の概要	（１）　提供する番組及び態様 有線テレビジョン放送事業者に対し、同事業者が平成２３年１月以降に実施する有線テレビジョン放送の用に供するため、その自主番組として、一日平均２３時間程度、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に提供する。 （２）提供方法 番組の提供は、アジアサット等の外国衛星から送信される外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を、有線テレビジョン放送事業者が、自らの負担により直接又は他の事業者を介して受信することにより実施する。 （３）提供の条件 提供する番組は、外国人向けテレビジョン国際放送の全放

	送番組であり、提供は無償とする。一方、提供先の有線テレビジョン放送事業者は、これを有線テレビジョン放送するに当たり、加入者から追加料金を徴収しないこととする。このほか、提供に当たり有線テレビジョン放送法上の国内番組編集準則や当該有線テレビジョン放送事業者の番組基準に適合させることを目的とする限りにおいて、当該有線テレビジョン放送事業者による番組の改編等を認める。 （４）提供先 　提供先は、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組が国内在住の外国人視聴者の日本理解の促進にも資するとの観点から当該放送番組を受信し有線テレビジョン放送する等の実施計画を有し、協会に対し提供を求めている有線テレビジョン放送事業者であって、協会が本業務を実施するに相応しいと認めた者とする。 （５）業務の実施時期 　業務の実施時期は、平成２３年１月１日から平成２３年１２月３１日までとする。
４　業務の収支の見込み	無償提供のため収入はなく、業務に当たっての支出も生じない見込み。
５　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	新たに必要とする資金はない。
６　その他必要な事項	（１）提供の継続が必要な場合は、提供継続のための認可申請を行うこととする。 （２）業務の実施状況については、別途報告する。

２．審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審　査　結　果
１　放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること（法第９条第２項第８号）	特に必要な業務であると認められる。 （理由） 申請に係る業務は、国内の有線テレビジョン放送事業者に対し、その実施する有線テレビジョン放送の用に供するため、外国衛星を通じて、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に提供するものである。 協会が外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を国内の有線テレビジョン放送事業者に対して提供することにより、当該事業者による放送を通じて、国内に在住する外国人等多数の者の視聴が期待でき、当該視聴者からの意見等が番組制作に反映されることによって、番組内容の改善が図られること、外国人向けテレビジョン国際放送に対する当該視聴者の理解・関心が深まること及び国内に在住する外国人視聴者の日本理解を促進することが期待できることから、協会が申請に係る業務を行うことは、外国人向けテレビジョン国際放送の普及促進や内容の充実を通じて、我が国の放送及びその受信の進歩発達に資するところが大きいと考えられる。 このため、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
２　営利を目的としないものであること（法第９条第４項）	本件番組提供は無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められる。

（参照条文）

○　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第９条　協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四　（略）

２　協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

３　（略）

４　協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

５～９　（略）

１０　協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十　総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六　（略）

２　（略）

○　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四　法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　業務の内容

二　業務を行うことを必要とする理由

三　業務の実施計画の概要

四　業務の収支の見込み

五　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六　その他必要な事項

外国人向けテレビ国際放送の放送番組の国内CATV向け提供

現状

○　NHKの外国人向けテレビ国際放送は、我が国に対する正しい認識を培う目的で外国に向けて、外国衛星を通じて放送を実施中。

（123国・地域、1億3,013万世帯が簡易な方法で受信可能。H22年8月末）

○　受信には大型のアンテナ等が必要であり、国内の一般的なテレビやアンテナ設備では視聴できない。

○　NHKへ国内の外国人にも視聴できるようにしてほしいという要望が多数あり。

認可申請内容

NHKは、上記要望等を踏まえ、国内のCATV事業者が、NHKの外国人向けテレビ国際放送を受信して、有線放送ができるよう、CATV事業者に対する番組提供について、認可申請するもの。（受信アンテナ等の設置に要する費用はCATV側で負担。NHKは無償で番組提供。）

対応

外国人等多数の者の視聴を通じ、外国人向けテレビ国際放送の「進歩発達」が期待でき、NHKに追加の支出も生じないことから、業務の実施について認可することが適当。

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務のイメージ

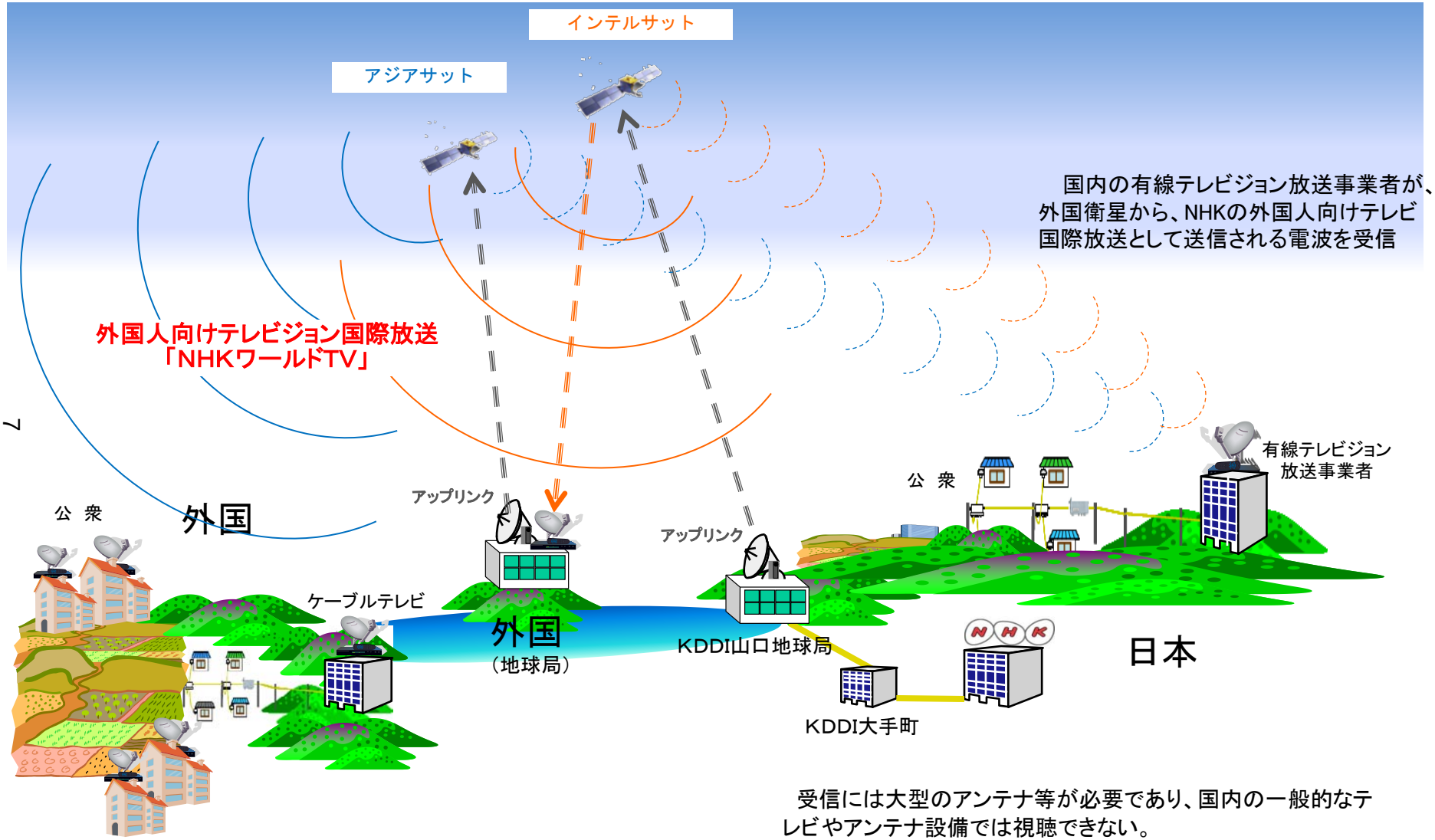

受信には大型のアンテナ等が必要であり、国内の一般的なテレビやアンテナ設備では視聴できない。

（参考）外国人向けテレビジョン国際放送の概要

・放送時間　　１日２３時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて２４時間）
・使用言語　　英語
・使用衛星数　計２０基

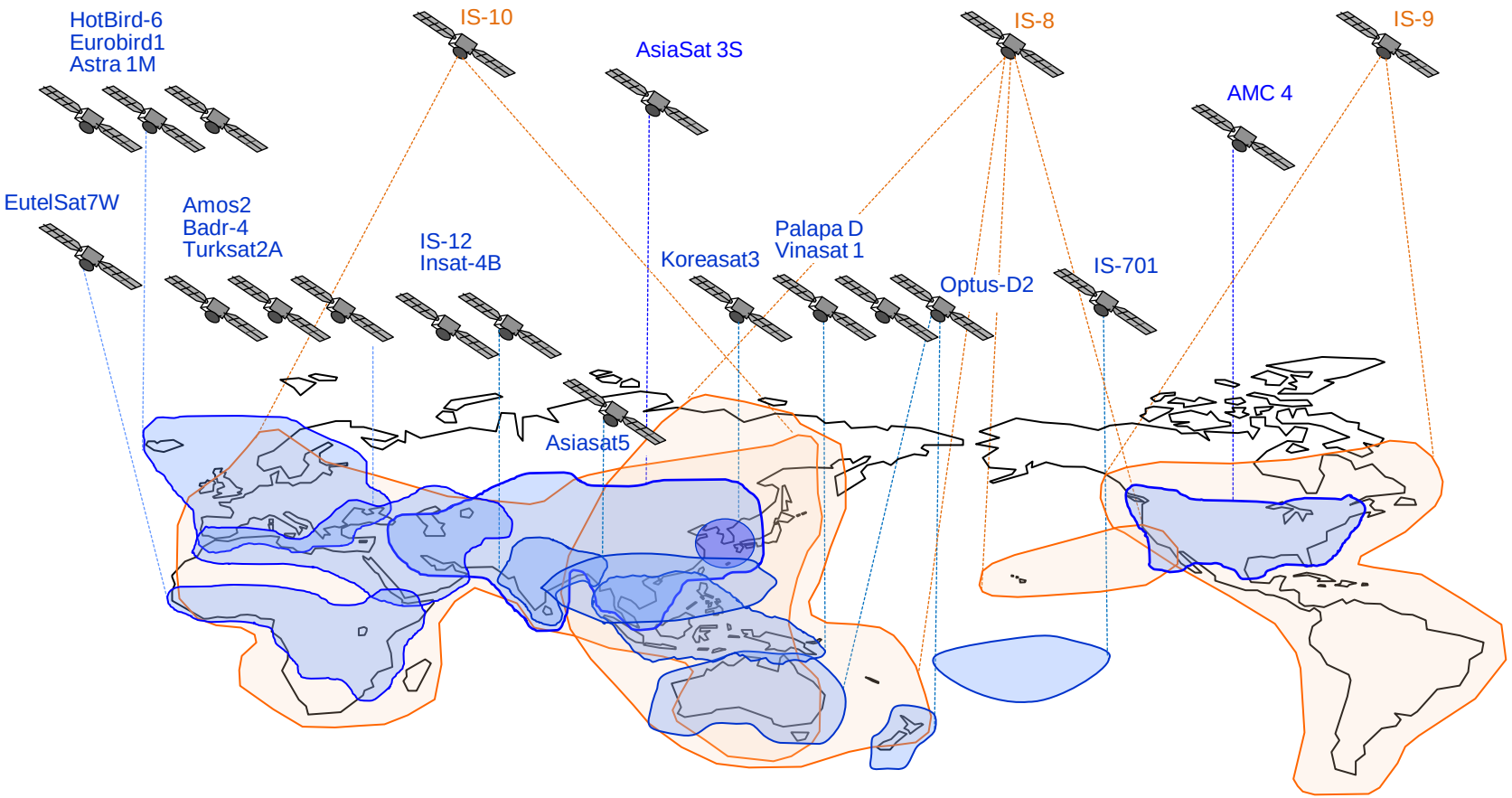

○基幹となる衛星
直径２．５～６メートルのアンテナで受信可能

○地域衛星
より小さなアンテナで受信可能

※平成22年9月末現在

資料　4

電波監理審議会会長会見用資料

平成２２年１２月８日

日本放送協会の委託国内放送業務の廃止の認可及び日本放送協会の委託国内放送業務の認定について（平成２２年１２月８日　諮問第３８号及び第３９号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（高橋課長補佐、北村係長）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課
（数永課長補佐、松元係長）
電話：０３－５２５３－５７９９

日本放送協会の委託国内放送業務の廃止の認可及び日本放送協会の委託国内放送業務の認定について

１　これまでの経緯

現在、日本放送協会（以下「協会」という。）はＢＳデジタル放送において、「ＢＳ１」、「ＢＳ２」及び「ＢＳｈｉ」の３番組、ＢＳアナログ放送において、「ＢＳ１」及び「ＢＳ２」の２番組（デジタル放送のサイマル放送）を放送している。

これらの放送について、電波監理審議会の答申を経て、平成 22 年２月８日付けで、以下の内容の放送普及基本計画の一部変更を行ったところである。

（１）　協会のＢＳデジタル放送をハイビジョン放送による「新ＢＳ１」及び「新ＢＳ２」の２番組に再編成する。再編成の日は、ＢＳデジタル放送へ完全に移行する日（平成 23 年７月 24 日）に先立つ日とする。

（２）「新ＢＳ１」は「衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を活かした情報の提供を行う総合放送」、「新ＢＳ２」は「外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送」とする。

（３）「新ＢＳ１」及び「新ＢＳ２」への再編成後は、協会のＢＳアナログ放送は「新ＢＳ１」及び「新ＢＳ２」のサイマル放送を行い、ＢＳデジタル放送に完全に移行する日（平成 23 年７月 24 日）までに廃止する。

今般、協会から、ＢＳデジタル放送の３番組（「ＢＳ１」、「ＢＳ２」及び「ＢＳｈｉ」）について、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 48 条第３項の規定に基づき、委託国内放送業務の廃止の認可申請があり（廃止の希望時期：平成 23 年４月１日）、また、法第９条の４第２項において準用する法第 52 条の 13 第２項の規定に基づき、ハイビジョン２番組（「新ＢＳ１」及び「新ＢＳ２」）の委託国内放送業務の認定申請があった（放送開始の希望時期：平成 23 年４月１日）。

※　協会においては、視聴者の視聴習慣を考慮して、３番組から２番組への切替え時期を番組改定期である平成 23 年４月１日とすることを希望しているもの

総務省において、関係法令に基づき審査を進めた結果、本年 12 月８日開催の電波監理審議会に本件について諮問することとしたもの。

２　申請の概要及び審査の結果

Ⅰ　協会の委託国内放送業務の廃止の認可

（申請の概要）

協会の保有するＢＳデジタル放送の３番組（「ＢＳ１」、「ＢＳ２」及び「ＢＳｈｉ」）の委託国内放送業務の認定について、廃止の認可を希望するもの。

（廃止の希望時期：平成 23 年４月１日）

（審査の結果）

放送普及基本計画に従って、廃止と同時に新規２番組の放送を開始することとしており、かつ、廃止の日を視聴者の視聴習慣を考慮して平成２３年４月１日としていることから、妥当なものと認められるため、申請のとおり廃止を認可する。

Ⅱ　協会の委託国内放送業務の認定申請

（申請の概要）

廃止するＢＳデジタル放送の３番組の周波数を使用して、ハイビジョン２番組（「新ＢＳ１」及び「新ＢＳ２」）の委託国内放送業務の認定を希望するもの。

（放送開始の希望時期：平成 23 年４月１日）

・「新ＢＳ１」

衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を活かした情報の提供を行う総合放送

・「新ＢＳ２」

外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

（審査の結果）

法第９条の４第１項において適用することとされている法第 52 条の 13 第１項第１号、第２号及び第５号（ニからヌまでに係る部分に限る。）に基づき審査した結果、いずれについても適合するものと認められることから、これらの規定に基づき認定する。

＜参考資料＞

参考１　ＮＨＫのＢＳデジタル放送の番組再編について

参考２　平成 22 年１月 13 日電波監理審議会説明資料(放送普及基本計画の一部変更)

参考1

ＮＨＫのＢＳデジタル放送の番組再編について
（現行３番組から新規２番組へ）

平 成 ２ ２ 年 １ ２ 月

情 報 流 通 行 政 局

NHKのBSデジタル放送の番組再編について

○NHKのBSデジタル放送を3番組から2番組へ再編することについては、平成22年2月の放送普及基本計画(※)の変更において決定済。

※ 放送普及基本計画:「総務大臣は放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。」(放送法第2条の2)

○これに従い、今回、NHKのBSデジタル放送の番組再編について、放送法の規定により、現行3番組の廃止認可(放送法48条)及び新規2番組の認定(放送法9条の4)の手続を行う。

現行3番組の廃止認可、新規2番組の認定手続の内容

○現行3番組の廃止認可(放送法48条)

⇒現行3番組を平成23年4月1日に廃止

①放送普及基本計画に従って新規2番組の放送開始が予定されており、現行3番組の廃止は妥当。

②視聴者の視聴習慣を考慮して平成23年4月1日に番組再編を行うことが妥当。

○新規2番組の認定(放送法9条の4)

⇒新たに2番組を平成23年4月1日から開始

①周波数の割当可能性

現行3番組を廃止して同じチャンネルを使用することから、新規2番組を放送することが可能。

②財政的基礎

NHKは現行3番組を新規2番組とすることを基本方針として3か年経営計画(平成21年度～平成23年度)を策定しており、委託放送業務が確実に実施され、かつ継続的に運営されることを確保するに足りる財政的基礎があるものと認められる。

③欠格事由(外資規制、放送法・電波法等による処罰履歴の有無)

いずれにも該当していない。

【参考】NHKのBS放送の番組再編イメージ

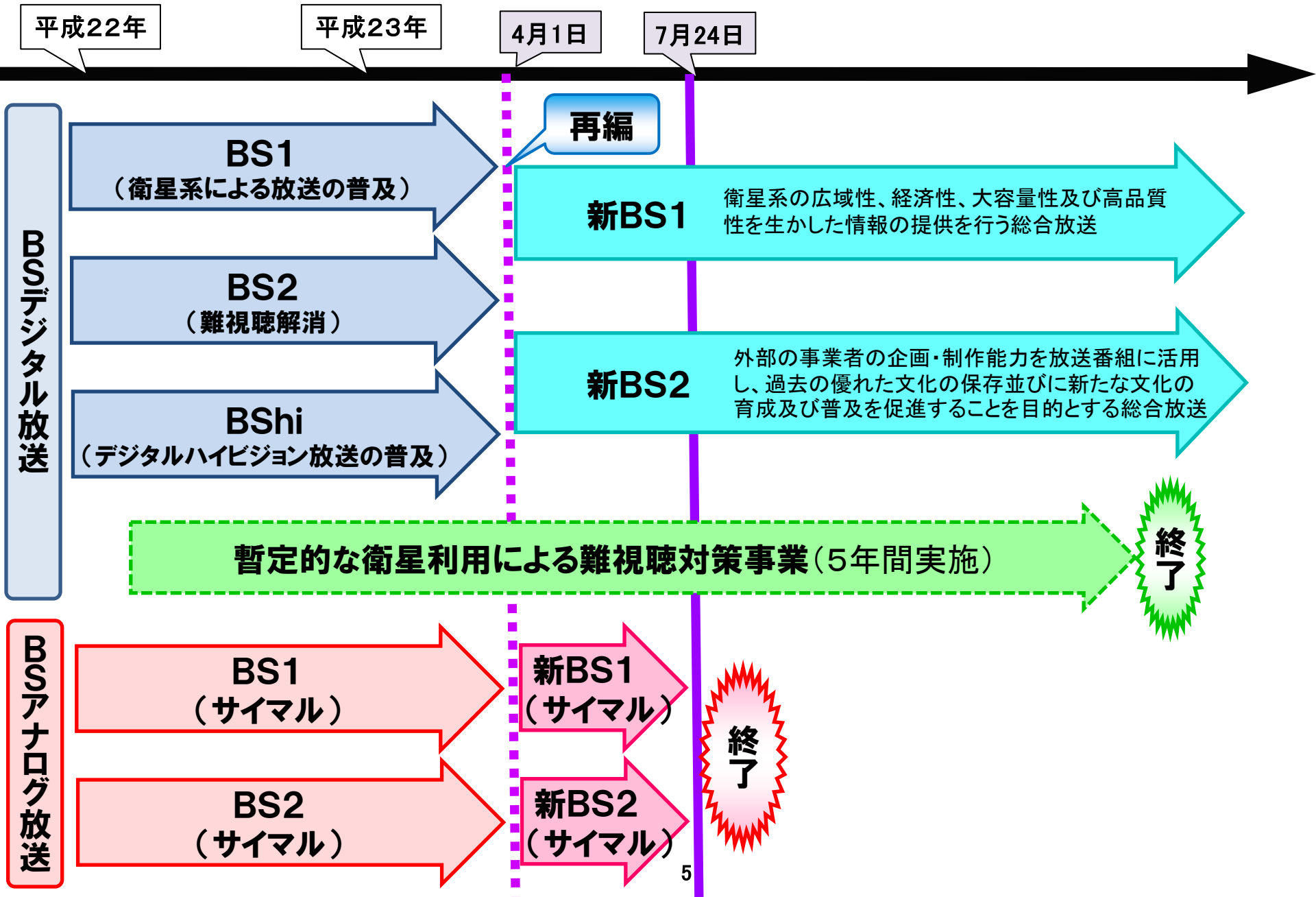

参考２

諮問第５号説明資料

放送普及基本計画の一部変更案について

１　変更の背景

現在、ＮＨＫは衛星放送としてＢＳデジタル放送において「ＢＳ１」、「ＢＳ２」及び「ＢＳｈｉ」の３チャンネル、ＢＳアナログ放送において「ＢＳ１」及び「ＢＳ２」の２チャンネル（デジタル放送のサイマル放送）の放送を行っている。

これらの放送について、放送普及基本計画において、

①ＢＳアナログ放送を平成 23 年７月 24 日までに終了すること、

②その後については、ＢＳデジタル放送３チャンネルを２チャンネルを超えないよう見直すこと

とされている。

また、平成 19 年８月から「ＮＨＫの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」（座長：菅谷実　慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究科教授）を開催し、学識経験者等による議論を行った。

本件は、これを受け、ＮＨＫの衛星放送を見直し、チャンネルの再編成を行うための所要の規定整備を行うものである。

２　諮問の内容

（１）ＮＨＫのＢＳデジタル放送をハイビジョン放送による新「ＢＳ１」及び新「ＢＳ２」の２チャンネルに再編成する。再編成の日は、ＢＳデジタル放送へ完全に移行する日（平成 23 年７月 24 日）に先立つ日とする。

（２）新「ＢＳ１」及び新「ＢＳ２」への再編成後は、ＮＨＫのＢＳアナログ放送は新「ＢＳ１」及び新「ＢＳ２」のサイマル放送を行い、ＢＳデジタル放送に完全に移行する日（平成 23 年７月 24 日）までに廃止する。

（３）新「ＢＳ１」は「衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送」、新「ＢＳ２」は「外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送」とする。

（４）ＮＨＫのＢＳ放送の在り方については、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策が終了するまでの間に、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

NHKのBSチャンネルの見直しについて

平成22年

平成23年

総務大臣が認可して業務が廃止される日

7月24日

BSデジタル放送

BS1（衛星系による放送の普及）

再編

新BS1

BS2（難視聴解消）

新BS2

BShi（デジタルハイビジョン放送の普及）

暫定的な衛星利用による難視聴対策事業

終了

BSアナログ放送

BS1（サイマル）

新BS1（サイマル）

BS2（サイマル）

新BS2（サイマル）

終了

放送普及基本計画

BSアナログ放送終了後については、チャンネル数が「2」を超えないことを前提に、NHKの衛星放送全体を見直すものとする。

放送普及基本計画の一部を変更する告示案新旧対照条文

○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）　（傍線部分は変更部分）

変更案	現　行
第１　放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項 （略） １　放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1)　国内放送の普及 （略） (2)　受託国内放送の普及 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア　特別衛星放送 特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成２３年７月２４日までに全面移行すること。 (ｱ)　デジタル放送 特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成２２年までは周波数の１７を、平成２２年から平成２	第１　放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあっては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）に関して定める指針及び基本的事項 （略） １　放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1)　国内放送の普及 （略） (2)　受託国内放送の普及 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア　特別衛星放送 特別衛星放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成２３年７月２４日までに全面移行すること。 (ｱ)　デジタル放送 特別衛星放送のうちデジタル放送については、平成２２年までは周波数の１７を、平成２２年から平成２

３年までは周波数の１８を、平成２３年からは周波数の２４を使用して行うこと。

この場合において、

Ａ　協会が委託により行わせる放送

(A)　平成２３年７月２４日（同日までの間に放送法第４８条第３項において準用する同条第１項の規定により同法第９条の４第１項の認定を受けた委託国内放送業務の廃止の認可があったときは、当該廃止の日。以下「業務廃止日」という。）までの間においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の１の範囲内において、次のａからｃまでに掲げる各１系統の放送を行うこと。

ａ　難視聴解消を目的とする放送（標準テレビジョン放送）

ｂ　衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送（標準テレビジョン放送）

ｃ　技術動向を踏まえた、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する総合放送（高精細度テレビジョン放送（災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に標準テレビジョン放送を行うこともできるものとす

３年までは周波数の１８を、平成２３年からは周波数の２４を使用して行うこと。

この場合において、

Ａ　協会が委託により行わせる放送

(A)　協会が委託により行わせる放送については、その周波数の１の範囲内において、１系統の難視聴解消を目的とする放送及び１系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

(B)　(A)以外の協会が委託により行わせる放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送１番組（注）を行うこと。

る。））

(B)　業務廃止日以降においては、協会が委託により行わせる放送については、その周波数の１の範囲内において、次のａ及びｂに掲げる各１系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

a　衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

b　外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(C)　(B) の放送については、次のａ及びｂに掲げる事項に取り組むものとする。

a　首都直下型地震等により地上系の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星系による放送の特性を生かすこと。

b　多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

(D)　(B) ｂの放送については、次のａ及びｂに掲げる事項に取り組むものとする。

(C)　ただし、(A)及び(B)の協会が委託により行わせる放送は、(ｲ)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、２番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会が委託により行わせる放送全体を見直すものとする。

注　災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

a　各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

b　各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

(E)　(B) b の放送については、(ｲ)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまでの間においては、協会の地上系によるテレビジョン放送（デジタル放送以外の放送）の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

(F)　協会が委託により行わせる放送の在り方については、Ｃに規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上系によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

B　学園が委託により行わせる放送

（略）

C　一般放送事業者が委託により行わせる放送

（略）

なお、平成２２年からは、その周波数の１の範囲内において、７系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Ａのうち協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

(ｲ)　デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、２系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送（(2)ア(ｱ)Ａ(A)a及びb（業務廃止日以降においては(2)ア(ｱ)Ａ(B)）と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び１系統の一般放送事業者が委託により行わせる標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成２３年７月２４日までに終了すること。

(3)～(5)　（略）

２　放送（委託して放送をさせることを含む。）をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように

B　学園が委託により行わせる放送

（略）

C　一般放送事業者が委託により行わせる放送

（略）

なお、平成２２年からは、その周波数の１の範囲内において、７系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Ａのうち協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

(ｲ)　デジタル放送以外の放送

特別衛星放送のうちデジタル放送以外の放送については、２系統の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送（(2)ア(ｱ)Ａ(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び１系統の一般放送事業者が委託により行わせる標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成２３年７月２４日までに終了すること。

(3)～(5)　（略）

２　放送（委託して放送をさせることを含む。）をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように

するための指針 （略）	するための指針 （略）
３　その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。	３　その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。 また、協会が受託国内放送において委託して行わせるテレビジョン放送のうち、文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものについては、デジタル技術の特性を活用して、多様化、高度化する、視聴覚障害者等を含む公衆の需要や地域社会の要望にこたえること。
第２　放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標	第２　放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標
１・２　（略）	１・２　（略）
３　受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	３　受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

(1)　特別衛星放送（デジタル放送）

ア　協会が委託により行わせる放送

放　送　の　区　分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1（注）
	総合放送	全国	2

（注）　業務廃止日に終了することとする。

イ・ウ　（略）

(2)　特別衛星放送（デジタル放送以外の放送）

放　送　の　区　分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
協会が委託により行わせる放送	テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1（注1） （注2）
		総合放送	全国	1（注1） （注3）

（注）1　特別衛星放送（デジタル放送）と同一の放送を同時に行うものとする。

2　業務廃止日に終了することとする。

3　業務廃止日以降については、2とする。

4　（略）

(1)　特別衛星放送（デジタル放送）

ア　協会が委託により行わせる放送

放　送　の　区　分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1
	総合放送	全国	2

イ・ウ　（略）

(2)　特別衛星放送（デジタル放送以外の放送）

放　送　の　区　分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
協会が委託により行わせる放送	テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1
		総合放送	全国	1

（注）　放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（デジタル放送）と同一の放送を同時に行うものとする。

4　（略）